

北海道師範塾 「教師の道」 塾頭通信

第 776 号 平成 26 年 7 月 28 日

被処分者名の公表

北海道教育委員会は、これまでの方針を変更し、懲戒免職や重い停職処分を受けた教職員の氏名を公表する事となりました。

これまでの取り扱いは、下表のように、処分の量定に関わらず、被処分者は原則匿名のまま職名、年齢、性別、被処分者が所属する学校の種別等を公表して来ました。

所属・職・氏名	道南地方教育局 指導主事 男性（45歳）
処分内容	懲戒免職
処分理由	平成26年5月2日（金）午後9時頃から10時頃の間、歩道上を通行していた複数の女性に対し、衣服の上から臀部を触ったり乳房をつかむなどのおかしな行為をしたほか、一人の女性に対し、肩をつかむ暴行を加えた。

道教委が6月18日に発表した懲戒処分を基に作成

しかし、今後は、以下の通り、懲戒免職処分及び酒気帯び運転や重い体罰等「社会的影響が大きいと認められる事故にかかわる停職処分（おおむね停職3、4カ月以上）」の対象者については、ホームページ上に実名を載せる事になりました。

ただし、

- ・被害者等の権利利益を侵害する恐れがある場合
- ・児童生徒、学校及び地域への教育的配慮が必要と判断される場合

には、被処分者の氏名や学校名をこれまで通り公表しないとしています。

北海道教育委員会は、今回の方針について「説明責任を果たす観点から」決めたとしています。「説明責任」というのは、英語では Accountability といいますが、権限を持つものが権限を行使した場合、その行使した権限の内容等を全ての国民につまびらかにするというものです。

教育委員会内部の規律を保持するための懲戒処分であるのに、それを何故一般に公表するのかといえば、それは、教育に対する信頼回復のために外なりません。

学校等で不祥事が発生した場合に、適当に蓋をしようとしているのではないか、身内でかばい合っているのではないかといった様々な憶測や疑問（学校に対する不信といった方が良くかも知れません）を呼ぶ可能性があります。これに対して真摯に応える事なしに信頼を回復させる事は困難です。

ただ、北海道教育委員会では、これまでは被処分者の氏名や具体的な学校名の公

表は控えて来ました。

その背景は2つあると思います。1つは、教育への配慮が上げられます。

処分を受けた教師の名前を公表した場合、学校が特定されるだけでなく、場合によっては被害者も知られてしまう可能性が出て来ます。その結果、被害者が周りから色眼鏡で見られる等の新たな被害を受ける恐れが十分にありますので、こうした事にも配慮し、これまでは被処分者の氏名の公表は差し控えて来たものです。

もう1つは、被処分者の不利益をどう考えるかという事です。被処分者は、任命権者から処分を受ける事で、身分を失ったり給与が減額されたりする等の不利益を被る事になります。

それは、被処分者本人のいわば自業自得という事ですが、氏名を公表された場合には、地域社会からも後ろ指を指される等の不利益を受ける事が十分考えられます。これは、結果として組織上の処分と社会的制裁という二重の処分を受ける事にもなるといえますので、そうした事への配慮もあったかと思います。

しかし、依然として不祥事が続いている昨今の状況をみますと、これまでの対応では不祥事に対する抑止力としては不十分であり、北海道教育委員会としては、教育に対する信頼回復のためにはより厳しい措置が必要と判断したものと思われま

す。新たな不祥事の再発防止のために被処分者の氏名を公表するという事に対しては、正直そこまでしなければならぬのかと情けない気持ちで一杯です。

教師の皆さんは、自分が教師になろうとした時の原点に立ち返るべきです。少なくとも、折角、厳しい試験をくぐって教師になったのに、道半ばで自ら起した心ない行為によって教壇を去るというのは、教え子達に対する裏切りにも等しいのではないのでしょうか。

私は、教師の皆さんが、児童生徒との濃密な時間を大切にしながら、教師としての人生を全うして欲しいと、切に願っています。(塾頭：吉田 洋一)